

検察庁法改正案撤回を求める意見書

本年1月31日に安倍内閣は、黒川弘務東京高検検事長の定年延長を閣議決定した。本来満63歳となる2月7日までのところを8月7日まで延長するというもので、黒川氏が次期検事総長に就任する余地を残す恣意的なものと指摘されている。

検察庁法では、検事総長の定年が65歳、その他の検察官の定年は63歳とされており、定年延長を可能とする規定はない。安倍晋三首相は、2月13日の衆議院本会議で「従来の解釈を変更し、検察官にも国家公務員法の適用ができることにした」という旨を述べた。これは、本来国会の権限である法律改正の経路を経ずに内閣による解釈の変更をしたもので、法治主義や三権分立主義の否定にもつながりかねない危険性を含んでいる。

4月16日、国家公務員の定年を60歳から65歳に段階的に引き上げる国家公務員法改正案と合わせて、検察官の定年も63歳から65歳に引き上げる検察庁法改正案が衆議院本会議で審議入りした。この改正案の問題点は、検事長を含む上級検察官の役職定年延長に関する規定にある。この規定は、内閣の裁量で次長検事及び検事長の定年延長を可能とする内容であり、前述の黒川検事長の定年延長を行った違法な閣議決定を追認するものである。検察の人事に政治権力が介入することを正当化し、人事を通じて三権分立の法を超え、政権の意に従う検察に変えられてしまう可能性がある。

5月18日、政府・与党は検察庁法改正案の今国会での成立を断念することを発表した。これは新型コロナ禍の混乱に紛れて強行されようとした民主主義の危機に対し、国民各層に広まった反対運動や元特捜検事有志を含む検察OBなどの意見表明等、世論の力によるものである。

しかしながら、政府は検察庁法改正案について、今国会での採決は断念し、廃案となったものの、再提出に向けて検討を行うとしており、上級検察官の定年延長を可能とする規定が盛り込まれる可能性がある。

これは、国民主権、三権分立を侵害するものであり、法治主義の危機である。

よって、本市議会は、政府関係機関に対し、下記事項について強く要望する。

記

国家公務員法等の一部を改正する際に検察庁法の条項に上級検察官の役職定年延長に係る規定を盛り込まないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月18日

喜多方市議会議長 齋藤 勘一郎

【意見書提出】

衆議院議長	大島 理森	殿
参議院議長	山東 昭子	殿
内閣総理大臣	安倍 晋三	殿
内閣官房長官	菅 義偉	殿
法務大臣	森 まさこ	殿